



# US Topics

January 7, 2010

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

## 目次

年金およびその他の退職後給付に関する年度末における検討事項  
ベネズエラ経済が超インフレとなる  
PwCが法人所得税の会計処理に関するDataLineをアップデート  
FASBが、5つの新しい会計基準のアップデートを公表  
FASBが後発事象のガイダンスに関する変更案への意見を募集  
FASBが、「FASBアップデート—財務諸表の利用者版」を創刊  
その他のFASB関連記事  
金融危機諮問グループがG-20首脳陣に進捗レポートを公表  
FAFとAICPAが、非公開企業の会計基準に関する有識者会議を設置  
2009年11月のEITF会議の最終議事録  
SEC職員が、委任状開示拡充に関する新しい規則の解釈指針を公表  
SECが投資顧問の調査に関する解釈指針を公表  
AICPAが、公正価値、後発事象、投資会社の企業結合の評価に関するTPAsを公表  
ASBが、明瞭性プロジェクトにおける、監査基準に関する3つの公開草案についてのコメントを募集  
ASBがコンプライアンス監査に関する監査基準書を公表  
AICPAが、調整業務契約およびレビュー契約に関する改訂基準を公表  
PCAOBがリスク評価基準を再提案

---

## 年金およびその他の退職後給付に関する年度末における検討事項

現在の困難な経済状況は、年金、その他の退職後給付(OPEB)債務、および制度資産の会計に影響を及ぼし続けています。例えば、特定の制度資産の公正価値の評価に関する課題が増加しています。一部の事業主は、投資運用実績の悪化によって落ち込んだ積立水準を引き上げるために必要とされる制度拠出の増加に直面しております。また、給付費の削減方法(例、OPEB制度における給付削減もしくは年金給付の凍結等)を検討している事業主もいます。PwCはDataLine 2009-57において、これらの問題の影響の評価および会計処理について、いくつかの主要検討事項を強調しています。また、2009年末から適用になっている2006年年金保護法のいくつかの重要な変更についても取上げています。

ASC 715-20-50「報酬 – 退職後給付、確定給付制度 – 全般」(FASB職員意見書(FSP)No. FAS 132(R)-1「退職後給付制度資産に関する事業主による開示」にガイダンスを盛り込んだもの)により、2009年12月31日より、12月決算企業である事業主は、年金およびOPEB債務の積立のために引当てた投資およびその他の資産(すなわち、制度資産)に関する新しい開示の提供が求められています。また、DataLine 2009-57では、事業主が新しい開示を作成する際に生じている、いくつかの適用上の疑問点を取扱っています。

▼ CFOdirect Network のメンバーは、DataLine 2009-57の全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。  
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jp?ContentCode=MSRA-7Z2KDL&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content&Content=Content>

## ベネズエラ経済が超インフレとなる

長年に渡りベネズエラのインフレ率は高く、過去3年間の累積インフレ率は現在100%を越えました。これによりベネズエラ経済は、US GAAPおよびIFRSの下では超インフレ経済であると見なされることとなります。

▼ CFOdirect Network のメンバーは、IFRSの観点による、財務報告への影響に関するPwCの記事を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=EDYR-7YTTNH&SecNavCode=MSRA-7X9LRZ&ContentType=Content>

現在PwCは、様々な経過措置に関する課題や、ベネズエラの超インフレ経済に関する検討事項への見解などについてU.S. GAAPの観点によるDataLineを作成しており、近い将来に公表を予定しています。

---

## PwCが法人所得税の会計処理に関するDataLineをアップデート

未認識タックス・ベネフィットの調整表に表示する期間を明確にするために、PwC DataLine 2009-51「法人所得税の会計処理—2009年度末における最新トピックス」が改訂されました。この改訂により、企業は、損益計算書に表示される適用後の各期間について調整表を掲載すべきであるとするPwCの見解が明確化されました。

▼ CFOdirect Network のメンバーは、この更新したDataLineの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=AALN-7YAQPX&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

---

## FASBが、5つの新しい会計基準のアップデートを公表

FASBが、5つの新しい会計基準のアップデート(ASU)を公表しました。

▼ 各ASUの全文は、以下のFASBのウェブサイトから入手いただけます。

<http://www.fasb.org/jsp/FASB/Page/SectionPage&cid=1176156316498>

- **ASU 2009-16「譲渡およびサービス業務(ASC 860)—金融資産の譲渡に関する会計処理」**は、FAS 166「金融資産の譲渡に関する会計処理—FASB基準書140号の改訂」をFASBのCodificationに掲載するものです。この新しい規定は、2009年11月15日より後に開始する会計年度より発生する金融資産の譲渡に対して適用されます。
- **ASU 2009-17「連結(ASC 810)—変動持分事業体に関連する企業による財務報告の改善」**は、FAS 167「FASB解釈指針第46号(R)」をCodificationに掲載するものです。この新しい規定は、2009年11月15日より後に開始する企業の最初の会計年度の期首より適用されます。
- **ASU 2010-01「株式(ASC 505)—株式および現金の株主への分配に関する会計処理(FASBの発生問題専門委員会(EITF)における合意)」**は、Issue 09-E「株式および現金のコンポーネントを伴う株主への分配を含む株式配当に関する会計処理」へのFASBの発生問題専門委員会(EITF)による最終合意をCodificationに掲載するものです。このガイダンスは、2009年12月15日以降に終了する期中および年次期間より適用されます。
- **ASU 2010-02「連結(ASC 810)—子会社の所有権の減少に関する会計処理および報告—範囲の明確化」**は、ASC 810-10における、所有権の変更に関する規定について関係者が提起した適用上の問題を取扱っています。具体的には、所有権の減少に関するガイダンスの適用範囲を明確化するためにCodificationを改訂したもので、適用範囲に非営利活動を明確に含め、取引が実質上、不動産であるものや、石油およびガスの鉱業権の移譲については明確に除外することを目的としたものです。また、このガイダンスが、子会社の所有権もしくは

事業を構成する資産グループの所有権の減少にも適用されることを明確化するために、Codificationが改訂されました。さらに、使用される評価技法や、継続的関与の範囲もしくは関連当事者との関係の範囲にもこの拡大された開示規定を適用することが求められます。

企業は、FAS 160「連結財務諸表における非支配持分」(現在、ASC 810-10に含まれている)の初度適用を行う会計期間の期首より、この改訂されたガイダンスに従うことが求められています。FAS 160を既に適用している企業は、この改訂を2009年12月15日以降に終了する最初の期中もしくは年次報告期間の期首より適用することとなり、FAS 160を適用した最初の報告期間から遡及的に適用することが求められます。

- **ASU 2010-03「採取活動—石油およびガス(ASC 932) – 石油およびガスの埋蔵量の見積りおよび開示(ASC 932)」**は、ASC 932における石油およびガスの埋蔵量の見積りおよび開示に関する規定と、SECによる最終規則「石油およびガスに関する報告規定の近代化」を整合させるためにCodificationが改訂されました。ASC 932の改訂により、石油およびガスの生産活動の定義が拡大され、石油およびガスの確認埋蔵量に関する定義が更新されました。また、石油およびガスの埋蔵量の決定および開示に使用される価格が、期末日の一日の価格から、12ヶ月の平均価格に変更されました。この改訂により、石油およびガスの生産活動が重要であるか否かを判断する際に、持分法投資についても考慮しなければならないことが明確化され、また、確認埋蔵量の15%以上を示す地理的区域に関する必須開示事項も追加されました。この改訂は、2009年12月31日以降に終了する年次会計期間より適用されます。

---

## FASBが後発事象のガイダンスに関する変更案への意見を募集

FASBが、ASC 855「後発事象」のガイダンスの改訂案を公表しました。この改訂案は、後発事象に関するSECのガイダンスと矛盾する可能性について、関係者から提起された適用上の問題を取扱っており、SECに財務諸表を提出する企業および提出しない企業について、後発事象の評価を行う期間をそれぞれに明確化しています。また、SECに財務諸表を提出する企業に求められる開示規定の改訂、および財務諸表の再発行に関する開示規定の明確化も行っています。

この改訂案へのコメント期限は1月28日まで。

▼ この改定案の全文は以下のFASBのウェブサイトからご覧いただけます。

[http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document\\_C&pagename=FASB%2FDocument\\_C%2FDocumentPage&cid=1176156589642](http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176156589642)

---

## FASBが、「FASBアップデート—財務諸表の利用者版」を創刊

FASBが、投資家およびその他の財務諸表の利用者に重要となる会計基準における短期的、長期的な変更のアップデートについて特集した、「FASBアップデート—財務諸表の利用者版」と題した新たな出版物を創刊しました。創刊号では、2010年に適用予定の以下の新しい基準について取扱っています。

- 複数成果物を伴う契約における収益の計上
- 変動持分事業体におけるオフ・バランス・シート報告

▼ このFASBアップデートは、以下のFASBのウェブサイトからご覧いただけます。

[http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document\\_C&pagename=FASB/Document\\_C/DocumentPage&cid=1176156584282](http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=FASB/Document_C/DocumentPage&cid=1176156584282)

---

## その他のFASB関連記事

**FASB会議の概要:** 2009年12月22日、FASBは (1) 組込クレジット・デリバティブの範囲除外、および (2) FAS 160の適用範囲の再検討に関するプロジェクトについて議論を行いました。FASBの決定事項の概要は以下のウェブサイトからご覧いただけます。

[http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent\\_C&pagename=FASB%2FFASBContent\\_C%2FActionAlertPage&cid=1176156585828](http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FActionAlertPage&cid=1176156585828)

2010年1月5日、FASBとIASBは共同会議を開催し、(1) リース、および (2) 保険契約に関するプロジェクトについて議論しました。両審議会の決定事項の概要は以下のFASBのウェブサイトからご覧いただけます。

[http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent\\_C&pagename=FASB%2FFASBContent\\_C%2FActionAlertPage&cid=1176156595913](http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FActionAlertPage&cid=1176156595913)

**次回の公開会議:** FASBは1月13日に公開会議を開催し、(1)金融商品の会計処理、および (2) ゴーイング・コンサーンに関するプロジェクトについて議論を行う予定です。この会議に関する更なる情報は、以下のFASBのウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.fasb.org/jsp/FASB/Page/SectionPage&cid=1218220079452>

**プロジェクトの更新:** FASBは以下のプロジェクトの概要をアップデートしました。

- 概念フレームワーク  
[http://www.fasb.org/conceptual\\_framework.shtml](http://www.fasb.org/conceptual_framework.shtml)
- 公正価値測定  
[http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent\\_C&pagename=FASB%2FFASBContent\\_C%2FProjectUpdatePage&cid=1176156576143](http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FProjectUpdatePage&cid=1176156576143)
- 資本の特徴を有する金融商品  
[http://www.fasb.org/fi\\_with\\_characteristics\\_of\\_equity.shtml](http://www.fasb.org/fi_with_characteristics_of_equity.shtml)
- 財務諸表の表示  
[http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent\\_C&pagename=FASB%2FFASBContent\\_C%2FProjectUpdatePage&cid=900000011110](http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FProjectUpdatePage&cid=900000011110)
- 保険契約  
[http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent\\_C&pagename=FASB%2FFASBContent\\_C%2FProjectUpdatePage&cid=1175801889812](http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FProjectUpdatePage&cid=1175801889812)
- リース  
[http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent\\_C&pagename=FASB%2FFASBContent\\_C%2FProjectUpdatePage&cid=900000011123](http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FProjectUpdatePage&cid=900000011123)
- FAS 160の適用範囲の再検討  
[http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent\\_C&pagename=FASB%2FFASBContent\\_C%2FProjectUpdatePage&cid=1176155539325](http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FProjectUpdatePage&cid=1176155539325)
- 非継続事業の財務報告  
[http://www.fasb.org/discontinued\\_operations.shtml](http://www.fasb.org/discontinued_operations.shtml)
- 収益認識  
[http://www.fasb.org/revenue\\_recognition.shtml](http://www.fasb.org/revenue_recognition.shtml)

---

## 金融危機諮問グループがG-20首脳陣に進捗レポートを公表

FASB/IASBの金融危機諮問グループ(FCAG)が、2009年12月15日に開催した会議の概要を記載したレターをG20の首脳陣に提出しました。この会議では、FCAGが2009年7月28日付の報告書に記載した提言に対する、IASBとFASBによる取り組みの進捗についてレビューしました。この7月28日付の報告書では、特に、金融商品プロジェクトの優先化、単一の高品質な会計基準の達成に向けたあらゆる努力の実施、および、IASBの独立性確保のための恒久

的な財務基盤の確立について、両審議会に対する提言が行われました。FCAG は、全般的には大幅な進展がなされた  
と見ており、今後数年間で更なる進展が期待されています。

▼ 両審議会が取組んだ具体策に関する詳細を含むレターは、以下の IASB のウェブサイトからご覧いただけます。  
<http://www.iasb.org/News/Announcements+and+Speeches/FCAG+Issues+Letter+to+G-20.htm>

---

### FAF と AICPA が、非公開企業の会計基準に関する有識者会議を設置

AICPA と FAF(財務会計協会、FASB の監督機関)は、米国会計基準が非公開企業の財務諸表利用者のニーズを最も  
満たすことができるようにするための方策について検討する有識者会議("blue-ribbon panel")を設置したことを発表し  
ました。この会議では、非公開企業において別個の独立した会計基準が必要となるか否か等、非公開企業のための将来  
の会計基準設定に関する提言を行います。この会議のメンバーは、貸付機関、投資家、所有者および財務諸表の作  
成者、監査人、ならびに規制当局を含む、横断的な財務報告の関係者を代表するものとなる予定です。

▼ この有識者会議に関する更なる情報は、以下の FASB のウェブサイトからご覧いただけます。  
<http://www.aicpa.org/download/news/2009/The-AICPA-and-FAF-Form-Blue-Ribbon-Panel.pdf>

---

### 2009年11月のEITF会議の最終議事録

2009年11月に開催されたEITF会議での最終議事録が公表されました。この会議において、EITFは、Issue 09-E「株式  
および現金のコンポーネントを伴う株主への分配に関する会計処理」の最終合意に到達し、また、いくつかのその他の  
問題についての議論も行われました。この会議の議事録は、以下のFASBウェブサイトからご覧ください。  
[http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document\\_C&pagename=FASB%2FDocument\\_C%2FDocumentPage&cid=1176156584629](http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176156584629)

▼ この会議の概要、および、2009年11月のEITF会議での決定については、PwCの EITF Observerもご参照下さい。  
CFODirect Network のメンバーは、EITF Observerを以下のウェブサイトからご覧いただけます。  
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jsp?ContentCode=EDYR-7Y3ML6&SecNavCode=TMCB-4L9HAU&ContentType=Content&ContentPage=Content>

---

### SEC職員が、委任状開示拡充に関する新しい規則の解釈指針を公表

SECが最近公表した新しい規則「委任状開示の拡充」は、リスク、報酬、コーポレート・ガバナンスに関する企業による  
開示の拡充を目的としたものです。新規則の適用日に関する質問に対し、SEC企業財務部門の職員は、いくつかのコン  
プライアンスおよび開示に関する解釈指針(C&Dis)を公表し、適用期限に近い時期(例えば2010年の株主総会シーズ  
ン)において、適用日は特定のSECへのファイリングにどのように適用されるのかを明確にしました。

▼ このコンプライアンスおよび開示に関する解釈指針の全文は、以下のSECのウェブサイトからご覧いただけます。  
<http://www.sec.gov/divisions/corpfin/guidance/pdetinterp.htm>

また、SECの投資管理部門の職員は、投資顧問会社における委任状開示の改訂に関するよくある質問への対応を掲載  
した文書を公表しました。このFAQでは、投資顧問会社の委任状および届出書について、この改訂の適用日の明確化  
を行っています。

▼ このFAQは、以下のSECのウェブサイトからご覧いただけます。  
<http://www.sec.gov/divisions/investment/guidance/icproxyclosuretransition.htm>

---

## SECが投資顧問の調査に関する解釈指針を公表

SECが、投資顧問活動に関する投資顧問会社の調査に関連する業務について独立会計士のための解釈指針を公表しました。この調査規定は1940年投資顧問法のRule 206に含まれています。一般的に、投資顧問会社が保護預かりする顧客のファンドおよび証券は、独立した公認会計士による調査によって、毎年確認を行うことが必要となります。この解釈指針では、証券保管機関との顧客のファンドの確認、顧客との確認、および、これらの確認事項と投資顧問会社の記録との照合等、公認会計士により実施される手続きを明確化しています。

▼ この解釈指針は、以下のSECのウェブサイトから入手いただけます。

<http://www.sec.gov/rules/interp/2009/ia-2969.pdf>

---

## AICPAが、公正価値、後発事象、投資会社の企業結合の評価に関するTPAsを公表

AICPAのオルタナティブ投資に関するタスクフォースおよび職員は、企業がASU 2009-12を適用する際に役立てるための、一連の技術的実務補助資料(TPA)、TIS sections 2220.18-.27を公表しました。ASU 2009-12は、ASC 820「公正価値測定および開示」の規定を改訂し、純資産価値(NAV)を算出する特定の企業に対する投資の公正価値の見積りに関し、実務的方法を提供しました。この改訂により、実務的な方法として、報告企業は特定の条件を満たした場合には1株当たりのNAVを算出する特定の企業への投資の公正価値の見積りにNAVを使用することが可能となります。実務的方法の使用は、投資会社、証券会社、銀行、保険会社、従業員給付制度、医療保険組織、非営利団体等の様々な産業の企業においての関心事でした。

▼ このTPAのコピーは、以下のAICPAのウェブサイトから入手いただけます。

[http://www.aicpa.org/download/news/2009/TIS\\_Section\\_2220\\_Long-Term\\_Investments.pdf](http://www.aicpa.org/download/news/2009/TIS_Section_2220_Long-Term_Investments.pdf)

また、AICPA職員は以下のTPAも公表しました。

- **TIS section 9150.26「調製業務契約およびレビュー業務契約における後発事象に対する会計士の責任」**は、ASC 855「後発事象」が、調製業務契約、またはレビュー業務契約における後発事象に対する会計士の責任にどのような影響を与えるのかについてのガイダンスを提供しています。  
[http://www.aicpa.org/download/acctstd/TIS-9150\\_26.pdf](http://www.aicpa.org/download/acctstd/TIS-9150_26.pdf)
  - **TIS section 6910.33「企業結合に携わる投資会社の財務諸表作成時における、特定の財務報告、開示、規制および税務に関する検討事項」**は、公営企業の見積データを含む等の、ASC 805「企業結合」の規定を満たす非課税の企業結合に関する投資会社による財務諸表に関する事例が記載されています。  
[http://www.aicpa.org/download/news/2009/Final\\_TIS\\_6910\\_Investment\\_Companies.pdf](http://www.aicpa.org/download/news/2009/Final_TIS_6910_Investment_Companies.pdf)
- 

## ASBが、明瞭性プロジェクトにおける、監査基準に関する3つの公開草案についてのコメントを募集

AICPAの会計基準審議会(ASB)が、明瞭性を確保するための作成規約の適用、および、監査基準書(SAS)と国際監査基準(ISA)のコンバージェンスのための継続的な取組みの一環として再起草した、以下のSASの公開草案へのコメントを募集しました。この提案へのコメント期限は4月30日です。

- **「監査で識別された内部統制に関する事項のコミュニケーション(再起草)」**は、財務諸表の監査において監査人が識別した内部統制の不備に関する、統治ガバナンスの責任者および経営者との適切なコミュニケーションに対する監査人の責任について取扱っています。このSAS案は、ISA 265「内部統制の不備に関する監査人によ

る統治ガバナンスの責任者および経営者とのコミュニケーション」、重大な不備、および重要な欠陥による潜在的な影響についての経営者および統治ガバナンスの責任者に対する文書による説明を含む規定を組み込んだものです。このSAS案は、同じ名称のSAS 115に取って代わることになります。

[http://www.aicpa.org/download/auditstd/ED\\_Communicating\\_Internal\\_Control.pdf](http://www.aicpa.org/download/auditstd/ED_Communicating_Internal_Control.pdf)

- 「監査人の専門家による作業の利用」は、監査人が十分に適切な監査証拠を得ることを支援するために、会計もしくは監査以外の領域の専門知識を有する個人もしくは組織(an auditor's specialist/監査人の利用する専門家)による作業を利用している場合の監査人の責任について取扱っています。また、このSAS案は、企業が財務諸表を作成する際に、会計もしくは監査以外の領域の専門知識を有する個人または組織(a management's specialist/マネジメントの利用する専門家)による作業を監査人が利用することについて取扱った、ASBが明確化したSAS「監査証拠(再起草)」との整合的な改訂も含んでいます。このSAS案は、SAS 73「専門家の作業の利用」に取って代わるものです。  
[http://www.aicpa.org/download/auditstd/ED\\_Auditor\\_Specialist.pdf](http://www.aicpa.org/download/auditstd/ED_Auditor_Specialist.pdf)
- 「監査証拠 – 特定の事項に関する特定の検討事項」は、(a) 投資 (a management's specialist/マネジメントの利用する専門家) およびデリバティブ商品への投資、(b) 棚卸資産、(c) 企業に係る訴訟・申し立て・査定、(d) 財務諸表の監査におけるセグメント情報に関する、十分に適切な監査証拠の取得における監査人による具体的な検討事項について取り扱っています。また、このSAS案は、SAS 12– AU sections 337、337A、337B「訴訟、申し立て、評価に関する顧客の弁護士の質問」、SAS 1 – AU section 331「棚卸資産」、SAS 92 – AU section 332「デリバティブ商品、ヘッジ活動、証券投資の監査」に取って代わり、SAS 1 – AU section 901「営業倉庫—物品の統制および監査手続き」、SAS 12 – AU section 337Bを取り消すものとなります。  
[http://www.aicpa.org/download/auditstd/ED\\_Select\\_Items.pdf](http://www.aicpa.org/download/auditstd/ED_Select_Items.pdf)

---

## ASBがコンプライアンス監査に関する監査基準書を公表

ASBは最近、審議会の規定のアップデートおよび明確化を行い、企業のコンプライアンス規定への準拠に関する監査人の監査および報告に関するガイダンスを提供するため、SAS 117「コンプライアンス監査」を公表しました。このSASは、完全性と効率性に関する大統領委員会(PCIE; President's Council on Integrity and Efficiency) によって2007年6月に公表された、「全米単一監査サンプリング・プロジェクト報告書」に記載された、一般に公正妥当と認められた監査基準に関連する提言の一部に対応するものです。

SAS 117は、SAS 74 - AU section 801「国営企業および政府による財政支援の受け手の監査に関する、コンプライアンス監査における検討事項」に取って代わるものとなります。なお、この新しいSASでは以下が行われています。

- コンプライアンス監査の環境の変化の反映およびASBによるリスク評価基準の盛り込み
- 監査人に対しコンプライアンス監査に関するAICPA 職業専門家としての規範のAU sections の適用を求める規定を設置し、その方法に関するガイダンスを提供
- コンプライアンス監査には適用されないAU sectionsを特定
- コンプライアンス監査に関連する用語、および、SASで使用される用語の定義
- コンプライアンス監査に特有の監査報告書の規定を識別

SAS 117は、2010年6月15日以降に終了する会計期間のコンプライアンス監査より適用され、早期適用が認められています。

▼ SAS 117に関するより詳しい情報は、以下のAICPAのウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.aicpa.org/Professional+Resources/Accounting+and+Auditing/Audit+and+Attest+Standards/Authoritative+Standards+and+Related+Guidance+for+Non-Issuers/Summaries+of+Recently+Issued+Auditing+Standards.htm>

---

## AICPAが、調整業務契約およびレビュー契約に関する改訂基準を公表

AICPAの会計およびレビュー業務委員会(ARSC)は、会計およびレビュー業務基準第19号「調整業務契約およびレビュー契約」(SSARS 19)を最近公表しました。この新しい基準は、調整業務契約およびレビュー契約の実施および報告に関する枠組みの概要を説明し、財務諸表の調整およびレビューに関するガイダンスを提供しています。この基準は、AR section 20「会計およびレビュー業務に関する基準書における”Professional Requirements(プロフェッショナルの要件)”の定義」、AR section 50「会計およびレビュー業務に関する基準」、AR section 100「財務諸表の調整業務およびレビュー」に取って代わるものです。また、この基準には、(1) 会計士に対し、会計士の調整報告書に個別の減損理由に関する記載を含めることを禁止する規定の廃止、(2) 「レビューの証拠(review evidence)」という用語をレビュー関連基準書等に導入、(3) レビュー契約における重要性の議論が記載されています。

この基準は、個々の報告における選択による早期適用を除き、2010年12月15日以降に終了する財務諸表の調整業務およびレビュー業務に適用されます。

▼ SSARS 19に関するより詳しい情報は、以下のAICPAのウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.aicpa.org/download/members/div/auditstd/SSARS19.pdf>

---

## PCAOBがリスク評価基準を再提案

公開企業会計監視委員会(PCAOB)が、監査人によるリスク評価および、リスクの対応に関する7つの監査基準を再提案し、コメントを募集しました。PCAOBは当初、これらの基準を2008年10月に公表しましたが、この再提案された基準案では、当初の提案に対して受取ったコメントに対応した変更、および、その他の改良が含まれています。この再提案された基準案は、監査人によるリスクの評価およびリスクへの対応の有効性を強化することにより、監査を改善することを目的としています。また、当初の計画段階から監査結果の評価までを通じて、監査報告の意見をまとめるために監査全般に渡って求められる監査手続についての規定を設置することになります。その他、以下の事項についてもその目的としています

- 財務報告にかかる内部統制と財務諸表の監査の統合の強化
- 監査期間全般にわたって不正リスクを考慮する監査人の責任の強調
- 財務諸表における開示についての監査人による評価の改善

以下に列挙された再提案基準案に対するコメントの期限は3月2日です。

- 監査リスク
- 監査計画および監査監督
- 監査計画および監査の実施における、重要性の検討
- 重要な虚偽表示のリスクの識別と評価
- 重要な虚偽表示のリスクに対する監査人の対応
- 監査結果の評価
- 監査証拠

▼ この基準案の全文は、以下のPCAOBのウェブサイトからご覧いただけます。

[http://www.pcaob.org/Rules/Docket\\_026/2009-12-16\\_Release\\_No\\_2009-007.pdf](http://www.pcaob.org/Rules/Docket_026/2009-12-16_Release_No_2009-007.pdf)

-----

お問い合わせ:

あらた監査法人  
東京都中央区銀座8丁目21番1号  
住友不動産汐留浜離宮ビル(〒104-0061)  
お問い合わせ: [aratapr@jp.pwc.com](mailto:aratapr@jp.pwc.com)

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.